

関東信越税理士会 熊谷支部8月例会次第

日時 平成23年8月4日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

| | | | |
|--------------|---------------|---|------------|
| (1) 7月 7日(木) | 例会・支部研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 7月21日(木) | 県連第53回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (3) 7月28日(木) | 全国統一研修会(埼玉会場) | 於 | 大宮ソニックシティ |
| (4) 7月28日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 8月 1日(月) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (6) 8月 2日(火) | 支部女性部会 | 於 | ちく亭 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部研修会

日時 8月4日(木)午後3時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 金融ビックバンから13年 金融機関のビジネスについて
講師 ファイナンシャルプランナー 荻野嘉彦氏

(2) 例会・地域例会・署との協議会

日時 8月4日(木)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(3) 支部納涼会

日時 8月4日(木)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(4) 県連支部長会

日時 8月10日(水)午後3時00分～
場所 埼玉県税理士会館

(5) 正副支部長・地域長会議

日時 8月31日(水)午後6時00分～
場所 支部事務局

(6) 全税共業務推進協議会

日時 9月2日(金)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(7) 正副支部長・署との協議会

日時 9月5日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(8) 三者懇談会

日時 9月8日(木)午後12時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(9) 青色申告会連合会役職員合同研修会

日時 9月28日(水)～29日(木)
場所 岐阜県 郡上八幡温泉

(10) 県連ソフトボール大会

日時 10月14日(金)
場所 東京健保大宮運動場

(11) 支部親睦ゴルフ大会

日時 10月18日(火)8時35分スタート
場所 熊谷ゴルフクラブ

(12) 東京一日研修会

日時 11月2日(水)
場所 衆議院会館・築地・巣鴨

(13)各地区委員会

| | | | |
|------|----------|----------|------------|
| 中央地区 | 8月25日(木) | 午後6時30分～ | いづみ寿司 |
| 東部地区 | 8月26日(金) | 午後6時00分～ | 未定 |
| 西部地区 | 8月17日(水) | 午後6時30分～ | 割烹まんまる |
| 南部地区 | 8月19日(金) | 午後6時30分～ | ロイヤルホテルすずき |
| 北部地区 | 8月19日(金) | 午後6時00分～ | 満る岡 |
| 深谷地区 | 8月24日(水) | 午後6時30分～ | きんとう旅館 |
| 大里地区 | 8月18日(木) | 午後6時00分～ | 美ゆき |

3. その他の協議報告事項

(1)〈派遣関係〉支部推薦

①(財)熊谷市文化振興財団 監事 木本英男会員

②寄居町固定資産評価審査委員会 委員 山本文子会員

(2)熊谷商工会議所日商簿記2級答案練習講師支部推薦

講師を希望する会員は支部事務局までご連絡下さい。

(3)日本政策金融公庫へのチェックリスト提出に関する注意事項(別紙参照)

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

- (1) 関東信越税理士会情報
- (2) 埼玉県税理士会支部連合会情報
- (3) 熊谷支部各部会情報
- (4) その他

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 9月8日(木) 午前9時30分～支部例会・地域例会・関係機関との協議会
場所 ホテルガーデンパレス

支部研修会

日時 9月8日(木) 午前10時30分～11時30分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 交通講話
講師 熊谷警察署 平井幸男交通課長
*バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページパスワード

ユーザー名 k u m a z e i
パスワード k u m a 2011

埼玉協熊谷地域 8 月例会

平成 23 年 8 月 4 日 (木)

於 ホテルガーデンパレス

会務報告

23. 7. 4 (月) A I G エジソン生命との推進協議会
(時間, 場所) 16:00～ ラフォーレ清水園
(内 容) (1) キャンペーン施策および推進について
(2) A I G エジソン生命の取組みについて
23. 7. 12 (火) A I G スター生命との個別協議会
(時間, 場所) 15:00～ ラフォーレ清水園
(議 題) (1) 第 26 回全国統一キャンペーンの推進について
(2) 埼玉県税理士協同組合施策について
(3) 質疑応答
23. 8. 2 (火) 第 8 回常務理事会
(時間, 場所) 12:00～ ラフォーレ清水園
(審議事項) (1) 地域活動費配賦について
(2) 全税共地域業務推進協議会助成金について
(3) 青年部研修会助成金について
(4) その他
23. 8. 2 (火) 全税共業務推進協議会
(時間, 場所) 15:30～ ラフォーレ清水園
(議 題) (1) H22 年度全税共業務推進結果について
(2) H23 年度全税共業務推進の施策について
(3) 全税共実績について
(4) その他

平成23年8月4日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡 辺 実
副支部長 萩 原 直 幸
地域長 林 法 政
研修部長 曾 根 和 也

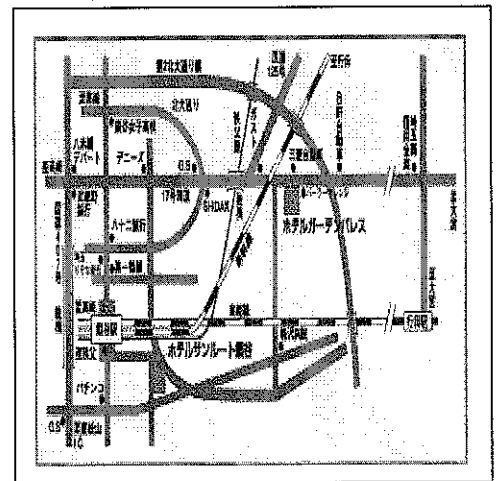
税理士会36時間規定研修 平成23年度支部研修会のご案内

拝啓 会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、今回は熊谷警察署交通課長をお招きし、ご講演いただきます。
何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けま
すよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成23年9月8日(木) 午前10時30分～11時30分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 交通講話
講師 熊谷警察署 交通課長 埼玉県警視 平井幸男氏
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進
します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 1単位



*8月31日(水)までに支部事務局宛お申し込み下さい。
きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成23年9月8日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

平成23年8月4日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡辺 実
副支部長 内田 守一
福祉共済部長 長谷部 好一

熊谷支部ゴルフコンペのご案内

会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のことお慶び申し上げます。
さて、昨年同様、熊谷支部主催のゴルフコンペを下記のとおり開催致します。
何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の先生方にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

記

日 時 : 平成23年10月18日(火)
場 所 : 熊谷ゴルフクラブ
埼玉県熊谷市石原1431 Tel 048-521-5411
集合時間 : AM8:00
スタート : AM8:35 (OUT・IN同時スタート、5組づつ計10組を予定)
会 費 : 5,000円
プレー代 : 各自精算(昼食代等を含む) お願いします。
競技方法 : 新ペリア方式による18ホールストロークプレー
なお、表彰式は、競技終了後、ゴルフ場にて行う予定です。

※参加ご希望の方は、ご連絡を9月2日(金)までに支部事務局宛にお願い致します。

Tel 048-521-3312 Fax 048-521-9612

10月18日(火)の熊谷支部ゴルフコンペに

参加します。

氏 名 _____

平成23年8月4日

関東信越税理士会熊谷支部
会員様

日本政策金融公庫熊谷支店

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から当公庫の業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度から当公庫で取り扱いを行っております「中小企業会計関連融資制度」につきましてご理解とご協力を賜っておりますが、下記の点につきましてご留意いただきますようお願い申し上げます。 謹白

記

1 本制度適用対象者及び適用予定者につきまして、①先生方に署名・捺印をいただいた日本税理士会連合会で定められたチェックリスト(注1)が必要となりますが、該当しない勘定科目を除く、チェックリストの項目すべてに準拠している(指針を適用している(注2)) 必要がございます。

2 「「中小企業の会計に関する指針」の適用に関する確認書」(当庫様式)のご提出をもって、適用することも可能です。

(該当しない勘定科目を除き、「確認書」に掲げる全ての項目に準拠している(注2)必要がございます。)

(注1)「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

(注2) 該当する項目のチェック欄がすべて「Yes」となっていること

なお、県信用保証協会におきましても、同様の中小企業会計に関連する融資制度がございますが、本制度とは取り扱いの要件及び内容が異なりますのでご留意ください。

平成23年8月4日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実

副支部長 萩原 直幸

業務部長 堀越 雄司

「こくきん」秋の特別融資相談会の開催について

平素は支部業務部活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に東日本大震災の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業に対し、「こくきん」融資制度（信用保証協会不要）の周知のため、下記のとおり日本政策金融公庫熊谷支店の後援で、特別融資相談会を開催することとなりました。

（ 具体的な資金調達のご相談も可能です。 ）

つきましては、相談会開催案内通知を顧問先さまへ配布し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成23年9月7日（水）
10:00～12:00、13:00～16:00
（ 1企業あたりのご相談時間は30分程度 ）
- 2 開催場所 深谷市産業会館 3F会議室301号室
住所 深谷市仲町20-1
電話 048-571-1126
- 3 案内通知 別紙のとおり

（お問い合わせ先）

日本政策金融公庫熊谷支店

熊谷市宮町2-45 担当 八田

電話 048-521-2731

FAX 048-522-5931

顧問先のみなさまへ

「こくきん」秋の特別融資相談会のお知らせ

主催：関東信越税理士会熊谷支部

後援：日本政策金融公庫熊谷支店

関東信越税理士会熊谷支部では、全国的に東日本大震災の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業に対し、次の日程で「融資相談会」を開催いたします。

この相談会では、「こくきん」融資制度（信用保証協会不要）の周知、資金調達のご相談を承ります。ご相談を希望される方は、会計事務所担当者あて9月6日までに FAX 等でお申込ください。相談会では個別の相談ブースでお話を承りますので、お気軽にご来場ください。

- 1 開催日時 平成23年9月7日（水） 事前予約制（1件約30分）
10:00~12:00、13:00~16:00
- 2 開催場所 深谷市産業会館 3F会議室301号室
深谷市仲町20-1

〔融資制度のご案内〕 ※ 公庫の融資制度では事務手数料はかかりません。

セーフティネット貸付 利率 年1.55 %~

特別貸付（環境対策資金） 利率 年1.00 %~

特別貸付（企業活力強化貸付・IT資金） 利率 年1.15 %~

（注）※利率は平成23年8月1日現在のものです。

※上記は各種利率低減の要件および「中小企業会計関連融資制度」の要件を満たす場合です。
詳しくはお問い合わせください。

会計事務所 行

「こくきん」秋の特別融資相談会 申込書（9月6日〆切）

| | |
|----------|----------------------|
| 法人名または商号 | |
| 代表者名 | |
| 電話番号 | |
| 相談希望時間 | 午前・午後 : 頃 ~30分程度 |
| 相談内容 | 1 制度説明 2 融資相談 3 融資申込 |

法人会だより

第144号



発行日 平成23年7月20日
 発行人 (社)熊谷法人会
 会長 松本 光弘
 発行所 熊谷市宮町1-35
 〒360-0041 電話 525-6035
 F A X 525-8141
 発行 年6回(1.3.5.7.9.
 11月の20日)
 定 価 50円



【大杉神社のあばれ神輿】

毎年7月に開催され、関東三大あばれ神輿の一つとして有名です。

写真提供 熊谷市

法人会
消費税期限内納付
 推進運動

目 次

| | |
|--|--|
| 1頁……表紙「あばれ神輿」 | 9頁……TAX Q&A・人事異動 熊谷税務署 |
| 2頁……第28回定期総会・平成22年度事業報告(抜粋) | 10頁……「個人住民税の給与からの特別徴収制度」について 熊谷県税事務所 |
| 3頁……平成22年度収支計算書、感謝状贈呈 | 「自分の会社の株価ってご存じですか？」 税理士会熊谷支部 業務部長 堀越 雄司 |
| 4頁……平成23年度事業計画(抜粋) | 11頁……会員寄稿 「たかが かりん糖 されど かりん糖」 (花園支部) 守下 武彦 |
| 5頁……平成23年度収支計算書総括表、県法人会連合会・通常総会 | 12頁……事務局日誌・お知らせ 題 字……妻沼聖天山歓喜院 院主 鈴木英全師書 |
| 6頁……女性部会・青年部会定期総会、税制委員会、経営セミナー | |
| 7頁……支部総会 | |
| 8頁……TAX Q&A 「東日本大震災に係る震災特例法(法人税関係)の概要」 熊谷税務署 | |

申告書には



社団法人

熊谷法人会会員証

を必ず貼りましょう

定期総会

第28回定期総会

《松本会長を再任》

去る5月16日(月)午後3時より熊谷市「ホテルガーデンパレス」において、第28回定期総会が清水税務署長様他来賓多数のご臨席のもと盛大に開催されました。

上程された議案はすべて原案通り満場一致で可決承認されました。

議事終了後、退任役員と会員加入勧奨貢献者に対する会長感謝状の贈呈が行われました。

議案

- 第1号議案 平成22年度事業報告及び収支決算の承認に関する件
会計監査報告
- 第2号議案 平成23年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認に関する件
- 第3号議案 任期満了に伴う役員改選(案)の承認に関する件



平成22年度事業報告(抜粋)

(1) 総務関係

「公益法人会計基準」に基づき、支部並びに青年部会、女性部会の会計を「総額主義」により本部会計との一元化を実施しました。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用率向上を目標として掲げ、会員自ら積極的な利用を推進しております。

(2) 組織関係

組織基盤の強化拡大のために、未加入企業、新設法人への加入勧奨案内の発送、各支部ごとに活発な推進活動を展開して、会員の増強運動に努め財政基盤の充実を図るために、関係機関のご協力と役員が一体となって加入勧奨に取り組んでまいりました。

| | |
|-------|--------|
| 期末会員数 | 2,978社 |
| 期末加入率 | 50.9% |

(3) 研修関係

当会は健全なる納税者団体、また「よき経営者をめざすものの団体」としての認識をもって各種税務研修、経営セミナー等を実施しました。

決算期別税務説明会12回 新設法人説明会3回
業種別税務研修会4回 相続・贈与税研修会2回
年末調整説明会1回
経営特別セミナー5回

(4) 税制関係

平成23年度税制改正要望については、中小企業の所得課税の軽減税率の適用所得を800万円から1,600万円に引き上げる他、当会としての要望を上部組織に提出しました。

税制改正要望大会で決議された要望事項を、当地区選出の国会議員他に提言しました。

(5) 社会貢献関係

管内で催す産業祭・ふるさと祭り他のイベントに熊谷法人会名入りの半纏を着て「税の啓発運動」と法人会のPRに努めました。

「税を考える週間」行事の一環として「高橋元太郎氏」による特別講演会を開催しました。

(6) 広報関係

会報「法人会だより」を年6回発行・発送、全法連「ほうじん」を年4回発送。

「平成22年度税制改正のあらまし」を7月に発送しました。

(7) 厚生関係

福利厚生事業の推進は提携生損保との連携を図り推進いたしました。

「経営者大型総合保証制度」創設40周年記念事業として「役員1人1社紹介運動ステップ1000」を実施しました。

定期総会

平成22年度 収支計算書総括表

平成22年4月1日～平成23年3月31日

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| Ⅰ 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| 基本財産運用収入 | 7,500 | 0 | 0 | 7,500 |
| 会費収入 | 32,131,000 | 0 | 0 | 32,131,000 |
| 事業収入 | 5,232,000 | 0 | 0 | 5,232,000 |
| 補助金収入 | 5,460,561 | 0 | 0 | 5,460,561 |
| 推進費収入 | 0 | 7,007,600 | 0 | 7,007,600 |
| 雑収入 | 1,597,404 | 110,000 | 0 | 1,707,404 |
| 繰入金収入 | 606,579 | 0 | △ 606,579 | 0 |
| 【事業活動収入計】 | 45,035,044 | 7,117,600 | △ 606,579 | 51,546,065 |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| 事業費 | 31,357,055 | 4,132,183 | 0 | 35,489,238 |
| 会議費 | 2,896,061 | 580,977 | 0 | 3,477,038 |
| 管理費 | 9,771,810 | 1,590,761 | 0 | 11,362,571 |
| 法人税等引当支出 | 0 | 207,100 | 0 | 207,100 |
| 繰入金支出 | 0 | 606,579 | △ 606,579 | 0 |
| 【事業活動支出計】 | 44,024,926 | 7,117,600 | △ 606,579 | 50,535,947 |
| 【事業活動収支差額】 | 1,010,118 | 0 | 0 | 1,010,118 |
| Ⅱ 投資活動収支の部 | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | |
| 特定資産取崩収入 | 639,510 | 0 | 0 | 639,510 |
| 【投資活動収入計】 | 639,510 | 0 | 0 | 639,510 |
| 2. 投資活動支出 | | | | |
| 特定資産取得支出 | 1,813,718 | 0 | 0 | 1,813,718 |
| 固定資産取得支出 | 739,510 | 0 | 0 | 739,510 |
| 【投資活動支出計】 | 2,553,228 | 0 | 0 | 2,553,228 |
| 【投資活動収支差額】 | △ 1,913,718 | 0 | 0 | △ 1,913,718 |
| Ⅲ 予備費支出 | | | | |
| 当期収支差額 | △ 903,600 | 0 | 0 | △ 903,600 |
| 前期繰越収支差額 | 13,998,002 | 0 | 0 | 13,998,002 |
| 次期繰越収支差額 | 13,094,402 | 0 | 0 | 13,094,402 |

感謝状贈呈

1. 法人会長感謝状

①物故退任役員感謝状

熊谷 故八木橋宏純 様

②退任役員感謝状

| | |
|------------|------------|
| 熊谷 福田 重夫 様 | 熊谷 平井 秀明 様 |
| 熊谷 小林 定正 様 | 深谷 下妻 僚 様 |
| 深谷 関根 康男 様 | 深谷 大屋 健一 様 |
| 深谷 柳瀬 大 様 | 寄居 豊田 豊 様 |
| 岡部 小口 謹次 様 | |
| (青年部会) | |
| 熊谷 松本 泰典 様 | 熊谷 中島 正義 様 |
| 深谷 小林 弘満 様 | 寄居 荻野 真仁 様 |
| 寄居 市川 裕三 様 | |
| 寄居 山口 正彦 様 | |
| 岡部 栗田 祐司 様 | |
| 川本 飯塚 昇 様 | |
| 川本 新塚 秀行 様 | |
| (女性部会) | |
| 熊谷 杉尾 幸江 様 | |
| 熊谷 吉田 明代 様 | |
| 深谷 高野 晴江 様 | |
| 岡部 金子 昌子 様 | |
| 川本 鈴木 愛子 様 | |



③会員加入勸奨貢献感謝状

| | |
|-------------------|-------------------|
| 熊谷 木島 一也 様 | 熊谷 望月 和子 様 |
| 深谷 長友 徹 様 | 寄居 荻野 真仁 様 |
| (株)埼玉りそな銀行 熊谷支店 様 | 埼玉縣信用金庫 本店営業部 様 |
| (株)武蔵野銀行 熊谷支店 様 | (株)埼玉りそな銀行 深谷支店 様 |
| 埼玉縣信用金庫 深谷支店 様 | (株)東和銀行 深谷支店 様 |
| (株)東和銀行 深谷南支店 様 | (株)埼玉りそな銀行 寄居支店 様 |
| 埼玉縣信用金庫 寄居支店 様 | (株)埼玉りそな銀行 岡部支店 様 |
| 埼玉信用組合 岡部支店 様 | 関東信越税理士会 熊谷支部 様 |

定期総会

平成23年度事業計画(抜粋)

1. 事業活動基本方針

当会は設立以来、組織の拡大と事業の充実に努めてまいりました。本年度も法人会の基本理念である「よき経営者をめざすものの団体」としての自覚と認識をもって、組織基盤の確立と、会員の自己啓発を支援し、納税意識の向上及び地域社会への貢献活動を積極的に展開してまいります。

2. 事業計画

(1) 総務関係

- ①23年度収支予算策定・執行状況の検討及び確認
- ②公益法人制度改革への取り組み
- ③地域社会貢献運動の継続
- ④経費の有効活用による削減
- ⑤租税教育活動の実施
- ⑥e-Tax普及拡大の推進
 - 利用率の向上
- ⑦健康診断事業の推進

(2) 組織関係

- ①組織基盤の充実、拡大と財政基盤の強化
- ②役員一人一社獲得運動の継続推進
- ③青年部会、女性部会組織の拡大強化と活動支援
- ④三者懇談会の実施

(3) 研修関係

- ①各種税務研修会の実施
- ②経営セミナーの開催
- ③講演会の開催
- ④ビデオ研修の開催
- ⑤ビデオライブラリーの在庫充実と利用促進



(4) 税制関係

- ①税制改正要望について、幅広く会員から意見を吸収し、集約した上で全法連へ提言し

ていく

- ②平成24年度の税制改正要望書を上部団体を通じて関係機関に具申、政府、国会、地元選出議員に対して提言活動を実施
- ③税務行政に対する意見の具申
- ④管内納税協力団体との協調連携



(5) 社会貢献関係

- ①「税を考える週間」行事の実施
- ②マンガ本による税の啓発活動
- ③地域に密着した活動を通じてひろく社会への貢献に積極的に取り組む
- ④管内市町で催す産業祭等に参加し「税の啓発活動」及び法人会のPRを図る
- ⑤「さいたま緑のトラスト運動」への参加協力

(6) 広報関係

- ①機関誌「法人会だより」の充実と隔月発行
- ②情報誌「ほうじん」の配布
- ③その他各種資料の斡旋
- ④管内未加入法人に対し当会のPRと加入勧奨広報の実施
- ⑤法人会のイメージアップ・知名度向上を図る広報
- ⑥ホームページの有効活用と法人会PRの実施

(7) 厚生関係

- ①法人会が開発した法人会員のための有利な制度を、受託保険会社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の安定的な運営を目指した推進活動を行う
- ②福利厚生制度の優位性と制度利用が会員に大きなメリットであることをPRする
- ③大型保障制度創設40周年加入企業数純増キャンペーンの継続推進
- ④指定旅館制度の利用促進
- ⑤健康診断事業の推進

定期総会・県連総会

平成23年度 収支予算書総括表

平成23年4月1日～平成24年3月31日

(単位：円)

| 科 目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合 計 |
|-------------|--------------|----------|--------|--------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| 基本財産運用収入 | 3,000 | 0 | 0 | 3,000 |
| 会費収入 | 31,439,000 | 0 | 0 | 31,439,000 |
| 事業収入 | 5,900,000 | 0 | 0 | 5,900,000 |
| 補助金収入 | 11,195,200 | 0 | 0 | 11,195,200 |
| 雑収入 | 1,465,199 | 0 | 0 | 1,465,199 |
| 【事業活動収入計】 | 50,002,399 | 0 | 0 | 50,002,399 |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| 事業費 | 40,716,000 | 0 | 0 | 40,716,000 |
| 会議費 | 3,950,000 | 0 | 0 | 3,950,000 |
| 管理費 | 11,467,200 | 0 | 0 | 11,467,200 |
| 法人税等引当支出 | 70,000 | 0 | 0 | 70,000 |
| 【事業活動支出計】 | 56,203,200 | 0 | 0 | 56,203,200 |
| 【事業活動収支差額】 | △ 6,200,801 | 0 | 0 | △ 6,200,801 |
| II 投資活動収支の部 | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | |
| 特定資産取崩収入 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| 【投資活動収入計】 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| 2. 投資活動支出 | | | | |
| 特定資産取得支出 | 625,200 | 0 | 0 | 625,200 |
| 固定資産取得支出 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| 【投資活動支出計】 | 825,200 | 0 | 0 | 825,200 |
| 【投資活動収支差額】 | △ 625,200 | 0 | 0 | △ 625,200 |
| III 予備費支出 | | | | |
| 予備費支出 | 6,268,401 | 0 | 0 | 6,268,401 |
| 当期収支差額 | △ 13,094,402 | 0 | 0 | △ 13,094,402 |
| 前期繰越収支差額 | 13,094,402 | 0 | 0 | 13,094,402 |
| 次期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(社)埼玉県法人会連合会 第22回通常総会を開催

去る6月2日、さいたま市「パレスホテル大宮」において、関東信越国税局長他多数の来賓を迎えて、通常総会及び講演会が開催されました。

総会の席上、全国法人会総連合・埼玉県法人会連合会功労表彰が行われ、当会からは下記の方が表彰されました。

記念講演会では、東京大学名誉教授 月尾嘉男氏より「国家衰退の歴史から学習すべき日本」と題して講演を頂きました。

◎全国法人会総連合功労者表彰受表彰者

熊谷 時田 芳文様 花園 内田 實様

◎埼玉県法人会連合会功労者表彰受表彰者

熊谷 本塚雄一郎様 熊谷 大澤 孝至様

深谷 中島 卓也様 寄居 柴崎 正様
 妻沼 宮本 優様 川本 笠原 信一様
 豊里 武井 伸一様 事務局 仙石 純子様



女性部会・青年部会総会

女性部会・定期総会

《川野辺新部会長を選出》

去る5月23日(月)熊谷市立商工会館において、熊谷税務署・馬場副署長様他来賓を迎えて定期総会が開催されました。

高野副部会長の開会のことばで始まり、杉尾部会長の挨拶後に提出議案の議事に入り慎重審議の結果、すべて原案通り可決承認され、役員改選において川野辺明子さんが部会長に選出されました。

総会終了後に、馬場副署長による「税務署誕生のころ」と題して講話が行われました。



青年部会 理事会・総会を開催

《神山新部会長を選出》

去る6月3日(金)熊谷市「マロウドイン熊谷」において、熊谷税務署・馬場副署長様、税理士会熊谷支部・渡辺支部長様、本会・松本会長様他来賓を迎えて定期総会が開催されました。飯塚副部会長の開会の言葉で始まり、松本部会長の挨拶後に提出議案の議事に入り、慎重審議の結果すべて原

案通り可決承認され、役員改選において神山憲秀さんが部会長に選出されました。

総会終了後に熊谷税務署・馬場副署長による、「国税徴収法のあらまし」と題して講話が行われました。

懇親会では、来賓を囲んでの情報交換や部会員相互の交流の和を広げ、盛会の内に終了しました。



税制委員会

《平成24年度税制改正要望提出》

去る5月13日(金)「熊谷法人会事務局」において、税制委員会を開催しました。

平成24年度税制改正要望事項について、全国法人会総連合及び県法人会連合会からのアンケート調査に対する回答他を取りまとめて、上部組織(埼玉県法人会連合会)へ提出しました。

尚、今回も全会員を対象にアンケート調査を実施致しました。

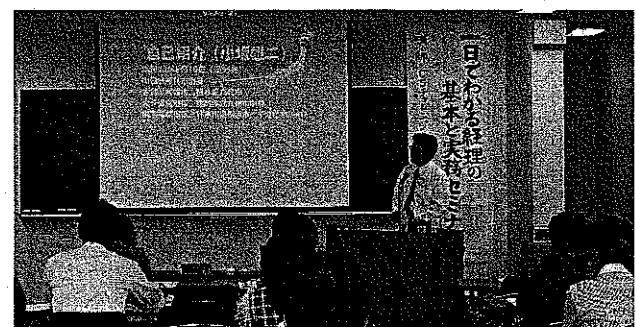
経営特別セミナーを開催

《1日でわかる経理の基本と実務セミナー》

去る6月21日(火)「熊谷市立勤労会館」において、CSチャレンジ・サポート所長 小坂雄二氏を迎え、「1日でわかる経理の基本と実務セミナー」を開催しました。

研修内容は下記の通りです。

- ①「経理」の役割と仕事とは
- ②簿記の仕組み
- ③仕訳・記帳・試算表
- ④決算書をまとめる



支部総会

全支部で総会を開催

【熊谷支部】 4月27日(水)

熊谷市「ホテルガーデンパレス」において、定期総会が開催された。



【深谷支部】 5月9日(月)

深谷市「新楽」において、定期総会が開催された。総会終了後に会員交流の懇親会が行われた。



【岡部支部】 6月4日(土)

深谷市「岡部商工会館」において、通常総会が開催された。

総会終了後に会員交流の懇親会が行われた。

【豊里支部】 6月7日(火)～8日(水)

群馬県・伊香保温泉「お宿玉樹」において、通常総会が開催された。

総会終了後に会員交流の懇親会が行われた。

平成23年度 通常総会

社団法人 熊谷法人会 岡部支部



【川本支部】 6月16日(木)

深谷市「銀座」において、総会が開催された。総会終了後に、参加者全員による懇親会が催された。

【寄居支部】 6月21日(火)～22日(水)

群馬県・伊香保温泉「千明仁泉亭」において、定期総会が開催された。総会終了後懇親会が行われ会員相互の交流が図られた。



【花園支部】 6月24日(金)

深谷市「花園就業改善センター」において、定期総会が開催され、席上会員企業の優良従業員表彰が行われた。

総会終了後に会員交流の懇親会が行われた。

女性部会

【熊谷支部】 5月11日(水)

女性部会・熊谷支部では、熊谷市「熊谷市立商工会館」において定期総会が開催された。



【妻沼支部】 6月18日(土)

熊谷市「和とう会館」において、定期総会が開催された。

総会終了後に会員交流の懇親会が行われた。

税 務 署

TAX Q&A

東日本大震災に係る震災特例法（法人税関係）の概要

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震災特例法」といいます。）が施行されました。

ここでは、震災特例法で措置された法人税に係る取扱についての概要を掲載します。

なお、国税庁ホームページには、この震災特例法や既存の税制において東日本大震災により被災された方に適用される各種の税制上の措置に関する情報を掲載しておりますのでご参照ください。

1 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰戻して法人税額の還付請求をすることができます。

還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書と併せて税務署に提出していただく必要があります。

（注）平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する仮決算による中間申告期間（以下「中間期間」といいます。）においても、同様に還付請求することができます。

2 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する中間期間において、棚卸資産等について生じた震災による損失額で一定のものがある場合には、仮決算の中間申告をすることにより、その中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）の還付を受けることができます。

この制度の適用を受ける場合には、仮決算の中間申告書を税務署に提出し、その申告書に還付を受ける所得税額を記載していただく必要があります。

3 被災代替資産等の特別償却の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、

イ 被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合

ロ 被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合

には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の15%～30%（中小企業者は18%～36%）の特別償却ができます。

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に「被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付する必要があります。

税務署

4 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

- イ 被災区域内の土地等、建物、構築物（平成23年3月11日前に取得されたものに限り。）の譲渡をし、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合
ロ 被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡をし、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書に「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書（別表13(5)）」を添付する必要があります。

5 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

6 代替資産の取得期間等の延長の特例

取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2、68の71）及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法65の8、68の79）について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間（その末日が平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間にあるものに限り。）内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を2年以内の範囲で延長することができることとされました。

（措法…租税特別措置法）

（注）上記は、平成23年4月27日現在の法令等に基づいて作成しています。

税務署人事異動 (7月10日付)

Table with 2 columns of personnel changes. Left column lists positions like 酒類指導官, 法人第一統括官, etc., with names and dates. Right column lists positions like 酒類指導官, 法人第一統括官, etc., with names and dates. Includes a vertical note 'よろしくお願ひします'.

お世話になりました

県税事務所

「個人住民税の給与からの特別徴収制度」について

事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等（給与所得者）に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。

従業員の皆様にとっても便利な制度ですので、特別徴収されていない事業主の皆様には、お早めにご手続きをお願いします。

従業員のメリットと事業主の負担軽減

《従業員のメリット》

- 従業員の方が金融機関に出向くことなく納められます。
- 普通徴収の納期限が年4回に対し、特別徴収は年12回であるので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。
- 納め忘れにより延滞金がかかる心配がありません。

《事業主の負担軽減》

- 所得税のように税額計算や年末調整をする手間がかかりません。
- 従業員が常時10名未満のところは、市町村の承認を受け、年12回の納期を年2回とすることができます。

特別徴収の方法による納税の仕組み

- 事業主が1月31日までに各市町村（従業員の所在地）へ「給与支払報告書」を提出します。
 - 各市町村が、税額の計算をし、事業主及び従業員に5月31日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。
 - 事業主が6月から翌年5月の毎月の給与日に「給与から住民税を徴収」します。
 - 事業主が給与支給日の翌月10日までに「徴収した住民税を各市町村に納付」します。
- ※今年度10月には、各事業主あてに特別徴収の切替を依頼する文書を送付します。

【問い合わせ先】 埼玉県熊谷県税事務所 納税第二担当 電話 048-523-3263

税理士会

自分の会社の株価ってご存じですか？

関東信越税理士会 熊谷支部 業務部長 堀越 雄司



同族会社の社長の皆様、自分の会社の株価をご存じですか？

上場企業であれば、株式は日々取引されており、株価は一目瞭然ですが、大部分の法人は取引相場のない株式となる為、案外自分の会社の株価を知らないのではないのでしょうか。

取引相場のない株式の計算方式として、類似業種比準価額・純資産価額方式というのがありますが、長年、好業績で実績のある法人は、当初の株価（出資した金額）を大幅に上回り、5倍・10倍になっていることも決して珍しくはありません。又、逆に業績の振るわない法人は、株価を計算すると“0”なんてこともあります。

さて、ここで注目しておきたい点として、長年好業績だった法人が、ここ数年赤字決算になっている場合が挙げられます。業績が悪くなった訳ですから、当然株価も下がっているだろうと思われがちですが、評価額を計算してみると意外に業績

が悪くなる前より相当高くなっていることがあります。これは、株価を計算する過程で、法人の配当金額・利益金額・純資産価額の三要素を基に計算することに起因しています。

年間の配当金額の有無・年間の利益金額・資本金と利益積立金額を合わせた純資産価額により計算方法が決まる為、思いがけず株価の評価額が高くなることもあるのです。

株式を後継者へ少しずつ贈与していく場合や、相続の心配があるなどの事情で、株の評価額が高くなるのを望まないのであれば、一つの方策として、赤字決算の場合であっても剰余金を利用して株主に配当する方法があります。

業績が悪化したのに配当を実施することは、違和感がありますが、株価が高くなるのを抑えるという面では有効な手段です。最も、株主構成や資金繰りの点から難しい面もありますので、会社経営者として総合的に判断する必要があることは言うまでもありません。

取引相場のない株式でも、株価は毎月変わることもありますので、定期的に計算し、把握しておくことが必要なのではないのでしょうか。

会員寄稿

「たかがかりん糖 されどかりん糖」

花園支部 守下 武彦



皆さん今日は！
私は、隠れ河原のかりん糖の(株)旭製菓の守下です。

私どもの会社は、長い事、西東京市（旧保谷市）に本社、工場を構えてかりん糖の製造、卸しを主に営業をしてまいりました。

現社長の私で三代目になります。先代の頃は都内荻窪で、先々代は横浜と工場も変わって来ました。

先々代の頃の横浜時代は、2～3人でごくごく小さく細々とお菓子を造り、何とか生活していた程度であると聞いています。かりん糖を造り始めたその頃から、今日で86年になるかと思えます。

現在も本社工場と本社機能は西東京に在る為、お世話になっているのは東京の東村山法人会です。5年前に現在の地、旧花園町に第二工場を造ってから熊谷法人会様にお世話になり今日に至っております。

常日頃考えていることは、せっかくこの地にお世話になっているわけですから、この地域の人達と一生懸命頑張りたいということ。その思いから、現在、花園工場の70名近い従業員のほとんどがこの地域の人達です。東京からは、工場長になる者を一人だけしか連れて来ませんでした。

おかげ様で、毎年春になると新入社員も入り、今年で6期生になります。又、第三工場を現花

園工場の隣に着工しておりまして、今年中には出来上がる予定です。

私どもの考え方としては、一生懸命頑張り全従業員的生活は元より、キッチンと法人税や個人の税金を納付する事。

これを生き甲斐と考えて日々努力している次第です。

私ども、かりん糖業界を取り巻く環境というものは、三大主原料の小麦粉、食用油、砂糖と値上げが続いているところに今回の東北大震災によるフィルム等の入手困難。販売先のお客様方の被災と良い事はほとんどありません。又、製造している製品がかりん糖という古い商品の為、販売にかなり苦労している事も事実です。

私が40年前に父親から会社を譲り受けたときには、日本全国に200社ほど有ったかりん糖の製造会社も、今では廃業や倒産があつてかなり厳しい業界です。

しかしながら私どもは、かりん糖造り一筋に生きてきた為にこれからもずっとかりん糖だけを造り続ける会社があつても良いのではないかと考えているのです。

かりん糖バカ。『たかがかりん糖、されどかりん糖』の生き方で頑張っています。

今現在、私の思っている事、考えている事は、地域の皆様方のお世話になりながら、かりん糖造り日本一になる事。そして法人税、個人税の納付で表彰される事。これが生き甲斐で一生懸命働いております。

皆様方、どうぞ宜しくお願い致します。

(株)旭製菓 代表取締役

法人会会員企業にお勤めの皆様には、
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

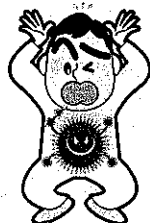
がん保険なら

—法人会—

生きるための
がん保険 Days

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)



医療保険なら

—法人会—

もっと頼れる医療保険
新EVER

埼玉総合支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

事務局日誌

経営特別セミナーのご案内

テーマ

「営業力強化セミナー」

売上倍増の秘訣はこれだった！

“劇的”に成約を取る方法

～知識・スキル・感情を

ミックスした究極スキルとは～

日時 8月26日(金)

午後1時30分～4時30分

場所 熊谷市立勤労会館

講師 小森 康充先生

受講料 会員 3,000円

、非会員 6,000円

(お一人様、当日お支払い下さい)

定員 60名

申し込み 申込書によりFAX又は郵送

問い合わせ先 (社)熊谷法人会・電話525-6035

県税からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です。

8月は個人事業税第1期分の納期です。8月初めに納税通知書をお送りしますので、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替がご利用いただけます。口座振替を利用されますと、納期最終日に金融機関が自動的に振替納税いたしますので、納期のつど納税に向く手間も省け、うっかり納税を忘れるといった心配もありません。お申込みの手続きは、お近くの県税事務所でする簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。

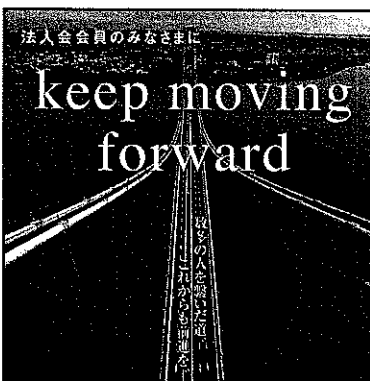
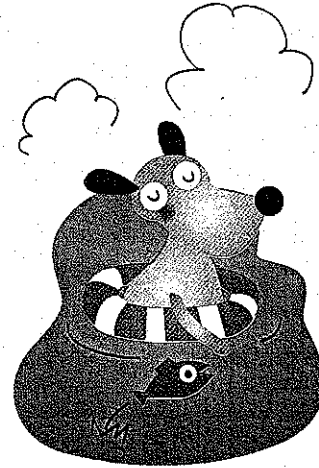
なお、第2期(11月が納期)分から口座振替を希望される方は、9月上旬までに手続きをお済ませください。

さらに、今年度からコンビニエンスストアや「Pay-easy(ペイジー)」を利用して、ATM(ペイジー対応型)、パソコン、携帯電話から納税できるようになりました。詳細は、納税通知書をご覧ください。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(TEL 048・830・2659)へお問い合わせいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

事務局日誌

| 月 日 | 内 容 | 会 場 |
|------|--------------------------------------|---------------------|
| 6. 2 | 県法連 通常総会 | さいたま市 「パレスホテル大宮」 |
| 3 | 青年部会 理事会・総会・署長講話 | 熊谷市 「マロウドイン熊谷」 |
| 4 | 岡部支部 総会 | 岡 部 商 工 会 館 |
| 7 | 豊里支部 総会 | 群馬県「お宿玉樹」 |
| 8～9 | 女性部会 役員県外視察研修 | 岐阜県「高山陣屋」他 |
| 9 | 県法連 事務局公益法人制度改革勉強会 | さいたま市 「プリランテ武蔵野」 |
| 14 | 全法連 理事会 | 東京都「全法連会館」 |
| 16 | 決算期別税務説明会 | 深谷市産業会館 |
| 16 | 川本支部 総会 | 深谷市「銀 座」 |
| 17 | 決算期別税務説明会 | 熊谷市立勤労会館 |
| 18 | 妻沼支部 総会 | 熊谷市「和とう会館」 |
| 21 | 経営特別セミナー 「1日でわかる経理の 基本と実務セミナー」 | 熊谷市立勤労会館 |
| 21 | 寄居支部 総会 | 群馬県「千明仁泉亭」 |
| 23 | 広報委員会 | 熊谷法人会事務局 |
| 24 | 花園支部 総会 | 深谷市 「花園就業改善センター」 |
| 27 | 新設法人説明会 | 熊谷文化創造館さくらめいと |



これからも企業の繁栄を
サポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

<制度取扱会社>



埼玉支社 熊谷営業所/熊谷市筑波3-202
(ティアラ21 5F) TEL 048-521-0230



さいたまISオフィス/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-550-7670

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。